

## 第 7 次京都府食の安心・安全行動計画の策定について

令和 6 年 8 月  
農 林 水 産 部

京都府では、食の安心・安全の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、京都府食の安心・安全推進条例(平成17年京都府条例第53号)に基づく行動計画を定めており、今般、第7次行動計画を下記のとおり策定する予定です。

記

## 1 骨子案の概要

## (1) 施策の方針

食の安心・安全の確保は、京都府総合計画に掲げる「食文化を生かした産業・観光振興や文化交流」の根幹となるものであり、府民のみならず、府内を訪れる観光客が常に安全な食品を安心して選択できるようにするため、行政と事業者・府民が協働・連携し、3つの重点施策を柱に、28項目にわたる取組を総合的かつ計画的に推進

## (2) 計画期間

5年間(令和7年度から令和11年度まで)

中期的な施策体系に基づき具体的な取組を推進し、毎年度、その効果・課題を検証することで、より効果的な施策の展開に繋げるため、計画期間を現行の3年間から5年間に延長

## (3) 食を取り巻く現状と課題

## ア 生産から消費に至る食品の安全性の確保

## (ア) 生産現場等の監視・指導

【現状】生産現場で農薬や動物用医薬品等の使用、二枚貝類の養殖海域における貝毒の蓄積など、生産現場におけるリスクが継続

【課題】安全な食品の供給のため、生産現場における監視や指導の強化が必要

## (イ) 多様化する流通、提供形態に対応した監視・指導

【現状】産地偽装による食品の不適正表示や食中毒などが発生。生活様式の変化により外食や中食等食品の販売形態や消費者ニーズが多様化

【課題】食品の適正な表示方法や衛生管理に関する食品関連事業者への情報提供や監視・指導の強化が必要

## イ 食品関連事業者の自主的な取組の促進

## (ア) 事業者との協働による食品の信頼確保

【現状】食品衛生法や食品表示法が定期的に改正されるなか、食品の不適正表示や食中毒が断続的に発生

【課題】法制度の改正に的確に対応し、消費者の信頼確保に取り組む事業者等の継続的な育成が必要

## (イ) 持続可能な農業の推進

【現状】国連でのSDGsの採択に加え、食料・農業・農村基本法の改正では環境への負荷の低減の促進が規定され、持続可能な農業の必要性が増大

【課題】化学肥料・化学農薬低減等の環境負荷低減を推進により持続可能な農業を拡大するとともに高付加価値化食品の生産・加工事業者の育成が必要

## ウ 消費者への情報提供の充実と相互理解

## (ア) 府民と食品関連事業者の交流による相互理解の促進

【現状】食料・農業・農村基本法の改正では生産から消費までの合理的な価格形成を規定。不適正表示や食中毒の発生により消費者の信用が失墜しかねない事態

【課題】府民と食関連事業者の相互理解と信頼関係を構築するため、交流の機会が必要

## (イ) 消費者ニーズに応じた正確な情報の提供

【現状】デジタル化の進展により、SNSやオンライン動画等を活用する府民が増加し、情報収集手段が多様化

【課題】消費者ニーズに応じた正確な情報発信と府民の情報の選択力向上が必要

(4) 食の安心・安全に向けた取組の展開 (全 28 項目のうち主な 12 の取組)

ア 生産から消費に至る食品の安全性の確保

(ア) 生産現場等の監視・指導

[目指す姿] 生産現場等において、食中毒等による健康被害、食品の規格基準違反、食品表示違反等が発生しないことを目指します。

取組	指標	現 状 R5年度実績	目標値 R11年度
全畜産農家に対する動物用医薬品等の適正使用指導	指導率 (%)	100	100
拡 二枚貝類の主要養殖海域における定期的な貝毒発生 充 状況調査	調査数 (回/年)	54	72

(イ) 多様化する流通、提供形態に対応した監視・指導

[目指す姿] 流通・販売段階において、食中毒等による健康被害、食品の規格基準違反、食品表示違反等が発生しないことを目指します。

拡 巡回指導による食品表示の適正化 充	適正表示率 (%)	—	100
新たに許可を受けた飲食店に対しテイクアウトやデリバリーを行う際に食中毒を発生させないための監視指導	指導率 (%)	100	100

イ 食品関連事業者の自主的な取組の促進

(ア) 事業者との協働による食品の信頼確保

[目指す姿] 安心・安全な食品を提供する食品等事業者を育成し、食品による健康被害や食品表示違反等の防止を目指します。

HACCP の定着に向けた指導と食品衛生責任者の研修会開催	開催数 (回/年)	25	25
食品関連事業者向け食品表示制度の普及啓発	普及啓発人数 (人/年)	131	130

(イ) 持続可能な農業の推進

[目指す姿] 持続可能な農業に取り組む生産者等を育成し、安心・安全な食品の安定供給を目指します。

新規 京都府みどり認定の拡大	延認定者数 (人)	289※	1,000
拡 特別栽培米など環境にやさしい農業の推進 充	面積 (h a)	2,468	3,000

※R5年度から認定開始

ウ 消費者への情報提供の充実と相互理解

(ア) 府民と食品関連事業者の交流による相互理解の促進

[目指す姿] 府民、事業者、行政の交流を通じて、食の安心・安全に関する相互理解の促進を目指します。

食の安心・安全に関するリスクコミュニケーション等の開催	参加者数 (人/年)	596	500
新規 府民と食品関連事業者の相互理解促進に向けた京の食文化の語り部による講演会の開催	受講者数 (人)	—	400

(イ) 消費者ニーズに応じた正確な情報の提供

[目指す姿] 府民の食の安心・安全に関する正しい知識の普及を目指します。

拡 食の府民大学の動画講座の充実・利用拡大 充	総動画再生数 (回)	7.2 万	13.0 万
拡 SNS 等様々な媒体を活用した適切な食情報の発信 充	閲覧数 (回/年)	2.2 万	2.4 万

2 今後のスケジュール

- 9月 定例会農商工労働常任委員会 骨子案報告
- 10月 パブリックコメント実施
- 12月 定例会 最終案を議案提出